

すべての子どもに読書のよろこびを
～多摩市子どもの読書活動推進計画～

平成18年11月

多摩市教育委員会

はじめに

近年、子どもの「活字離れ」が指摘されていますが、読書活動により子どもは感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけることができます。また、より広く世界を知ることができ、自分自身を確かめたり、高めることができ、人に対して思いやる心がめばえることが期待できます。

このように、読書活動は子どもにとって生きていくうえで、かけがえのないものであり、社会として子ども全体の読書環境を整備していくことが必要であると考えます。

国は、子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう積極的にその環境の整備を図るため、平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行しました。また、この法律の第8条第2項の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年8月に決めました。

この法律の第9条に、都道府県及び市町村において「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と規定されていることから、東京都では、平成15年3月、計画の期間を平成19年度までの5年間とする「東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。

さらに、平成17年7月には、文字・活字文化の振興に関する法律「文字・活字文化振興法」が成立し、国及び地方公共団体に対して、その振興に関する施策を促しています。

多摩市では、子どもが社会変化に柔軟に対応でき、心豊かでたくましく生きる力を持つ人間に育つように、家庭・学校・地域の教育力の向上に努めています。この大きな原動力の一つとして、子どもの読書活動について、家庭・学校・地域等あらゆる場所で、積極的に読書活動が行えるような環境づくりを目指します。

平成18年11月

多摩市教育委員会

目 次

第 1 章 基本方針 ～多摩市子どもの読書活動推進計画策定にあたって～

1	計画の目的	1
2	計画の背景	1
3	計画の目標	
(1)	基本目標	2
(2)	目的達成のための重点的な取り組み	3
4	計画の対象	4
5	計画の期間	4

第 2 章 計画の目標達成のために ～子どもの読書活動の現状と課題～

1	家庭	5
2	保育園(所)・幼稚園	6
3	学校・学校図書館	7
4	地域施設(児童館・学童クラブ、公民館等)	8
5	地域団体(文庫等)	9
6	市立図書館	10

第 3 章 子どもの読書活動の推進

第 1 節	市立図書館の取り組み	13
1	図書館が主導して進める取り組み	13
(1)	本・本の情報の充実	13
(2)	サービス・普及活動の拡充	14
(3)	行事等啓発活動の推進	16
2	関係団体等と協働して進める取り組み	17
(1)	地域団体・ボランティア、学校・学校図書館、地域施設等への支援、連携	17
(2)	研修、人材育成の推進	19

第2節	家庭、学校、地域等の取り組み	19
1	家庭	19
2	保育園(所)・幼稚園	20
3	学校・学校図書館	21
4	地域施設(児童館・学童クラブ、公民館等)	23
5	地域団体(文庫等)	24
第3節	施策の効果的推進	26
1	協力・連携体制の整備	26
2	計画の進行管理	26
3	計画の見直し	26
	多摩市子どもの読書活動推進計画ネットワーク図	27
	多摩市子どもの読書活動推進計画の体系図	28

資料

資料1	子どもの読書活動の推進に関する法律	31
資料2	多摩市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	35
資料3	多摩市子ども読書活動推進計画策定委員会等名簿	37
資料4	多摩市子ども読書活動推進計画検討経過	39
資料5	多摩市の子ども読書環境の現状	41
資料6	児童サービスの今後の展開について(答申)	43

用語解説の参考文献

- 『最新図書館用語大辞典』 図書館用語辞典編集委員会 柏書房 2004
- 『東京都子ども読書活動推進資料 2005 本よろこびを子どもたちに』
東京都立多摩図書館編 東京都教育委員会 2006

第1章 基本方針

～多摩市子どもの読書活動推進計画策定にあたって～

1 計画の目的

読書は、豊かな感性を磨き、幅広い知識を得て、考える力を育て、表現力、想像力を育むことのできる大切な行為です。とりわけ、子どもにとって、読書は人格形成の基礎を築く上で重要な活動です。

良い本との出会いは、人生の楽しみの一つであるとともに、将来の新しい文化や活力ある社会を生み出す基盤になります。

様々なメディアが台頭し、速いスピードで情報が氾濫する現代社会において、自分のペースで読み、感じ、想像し、考える読書という行為は、自分でものを考え、判断し、表現しながら主体的に生きてゆくために、今後ますます重要になります。

多摩市子どもの読書活動推進計画は、子どもが読書活動を行う環境を整えるため、市が今まで行ってきた子どもの読書活動の推進に関する施策を体系化した上で、家庭、学校、地域、市立図書館それぞれにおいて、子どもの読書活動を推進するための課題を明らかにし、市と市民、関係機関が連携して取り組む諸方策を示すことを目的としています。

2 計画の背景

子どもの読書活動推進に関する動向は、次のとおりです。

国の動き

- 平成11年 8月 平成12年を「子ども読書年」とすることを衆参両院で決議
- 平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行
- 平成14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定

都の動き

- 平成15年 3月 「東京都子ども読書活動推進計画」を策定

3 計画の目標

(1) 基本目標

ア 読書への動機付け

家庭、学校、地域それぞれの場において、子どもが本と出会い、読書に親しむことができる機会をつくります。

市立図書館は、乳幼児をもつ家庭への呼びかけを重点に置き、親子が共に楽しい本の世界を共有し、読書がかけがえの無い楽しみとして位置づけられていくことを願い、読書案内やおはなし会等の行事案内を積極的に行います。

イ 子どもの読書に対する理解の促進

本来読書は楽しいものであり、子どもをとりまく大人が、子どもの読書への理解と関心を深めることが大切です。

市立図書館は、本計画に対する理解を深め、具体的取り組みを進めるために、子どもの読書活動推進計画策定にあわせた事業を関係団体・機関等と協働して実施します。

ウ 読書環境の整備

子どもが、いつでも、どこでも、読書に親しみ楽しむことができるよう、また、興味・関心を捉えた本に出会えるよう、読書環境を整備します。

市立図書館は、子どもが生活するあらゆる場に、いつでも読みたい時に本がある環境をつくるために、市立図書館の本の個人貸出だけでなく、団体貸出の強化を図ります。

エ 関係機関等との協力・連携

子どもの読書活動の推進のために、市立図書館、学校・学校図書館、保育園(所)・幼稚園、地域施設、地域団体、ボランティアの協力・連携を進めます。

市立図書館は、児童・生徒の調べ学習に対する支援だけでなく、相談に応じる等、学校図書館を支援します。

オ 人材の育成と協力・連携

子どもと本を結びつける活動を行う人材を育成し、活動・交流の場を広げることにより、ネットワークづくりを推進します。

市立図書館は、あらゆる場で読書活動を進めるために、読書相談、情報交換、事業企画に関わる等、交流の拡充を図ります。

(2) 目標達成のための重点的な取り組み

(1) に掲げた目標を達成するため、具体的施策のうち、重点的に次の事項に取り組みます。

ア 家庭、学校、地域全体での子どもの読書活動の推進

(ア) 家庭、学校、地域が一体となった子どもの読書活動の推進をめざして、具体的施策の進め方などについて検討するため、関係団体・機関等による連絡会を組織します。

(イ) 関係団体・機関が一体となった事業を実施します。

イ 学校図書館の充実

(ア) 学校図書館がその機能を十分に発揮し、調べ学習に対応するために、市立図書館とのネットワークを活かして、資料・情報の充実に図ります。

(イ) 子どもたちが本と出会えるようにさまざまな工夫に取り組むほか、ボランティアとの協力・連携により本に親しむ機会を作るなど読書環境の充実に図ります。

ウ 団体活動の活性化

(ア) 団体貸出室を本館施設内に整備し、市民がいつでも来館して本を選んだり、相談したりできる環境をつくります。

市立図書館は、本の選択、団体活動の運営、読み聞かせの方法等の相談について、随時、対応します。

(イ) (仮) 団体活動室を本館施設内に整備し、団体活動の交流の拠点とします。

(ウ) 団体同士の情報交換や交流の場として、団体交流会を開きます。

4 計画の対象

本計画は、0歳から18歳までを対象とします。

子どもの成長に合わせた、読書環境の設定と大人の関わりが必要であることをふまえ、

言葉に出会い、読み手のぬくもりを楽しむ**赤ちゃんの時期**

集団で読み聞かせのおはなしを楽しみ、友達とその世界を共有できるようになる**幼児期**

文字が読めるようになり、一人読みが始まる**小学校低学年の時期**

自分を見つめはじめ、自己と対話しながら、読書を通していろいろな生き方に触れる**少年期**

多様な生き方、考え方に触れながら自己を確立していく**青年期**

等、その成長に配慮した読書活動推進計画を策定します。

また、読書活動において、特別な支援を必要とする子どもたちには、さまざまな障がいを理解し、その障がいに対応した読書支援を行う計画とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成22年度までとします。

第3章 子どもの読書活動の推進 の目標達成年度は、平成22年度までとします。

第2章 計画の目的達成のために

～子どもの読書活動の現状と課題～

読書活動を推進するためには、本・人・施設等の要素が必要であり、それぞれが機能しあっていくことが大切です。

この章では、子どもの生活するそれぞれの場ごとに役割・現状・課題について述べます。

1 家庭

家庭においては、まず、子どもと本との出会いを作り、その後の成長に応じ、本に親しめるように常に配慮していくことが望まれます。

子どもにとって生まれて初めて知る世界は、家庭です。家庭環境の中に本があるか否かは、子どもにとって本が身近な存在になるか否かに関わってくるものと言えます。乳幼児期に、本を読み聞かせてもらい、お話の世界の楽しさを知る、また、家族が読書する姿を見る、家の中に興味を引く本があるといったことが、子どもが自ら本に親しみ、読書習慣を身に付けることにつながります。

家族で市立図書館や地域にある施設等に出向き、本を借りたり、おはなし会に参加したりすることも、子どもが本に親しむきっかけにつながります。

読み聞かせ 絵本や物語を読んで聞かせること。子どもは、家族など親しい大人に読んでもらうことが大好きです。

<現状>

- ・ 多摩市では、平成14年11月から「絵本かたりかけ事業」を実施し、健康センターでの3・4ヶ月児健診時に、絵本セットの配布等を行っています。平成17年度の配布率は約95パーセントとなっており、本と親子をつなぐきっかけの一つとなっています。

絵本かたりかけ事業（ブックスタート）

本を通して赤ちゃんと保護者が楽しいひとときをわかちあうことを応援する運動をブックスタートといい、1992年（平成4年）に英国ではじまった。日本では、平成12年の「子ども読書年」をきっかけに「子ども読書年」推進会議が研究し、同年11月に東京杉並区で試験実施され、その後全国へ広がった。多摩市では、平成14年11月から図書館とボランティアと健康課が協働し、絵本かたりかけ事業を実施した。平成17年2月より子ども家庭支援センターの協力により、未受診者への家庭訪問を開始した。

<課題>

- ・ 「絵本かたりかけ事業」をきっかけに、家庭での読書活動が定着しているか、実態を把握するために、絵本かたりかけ事業の追跡アンケートの実施が必要です。

- ・ 市立図書館や学校図書館等からのブックリスト やおたより等により、本、読書に関する事業、図書館の利用方法等について、積極的に情報提供していく工夫が必要です。

ブックリスト ある基準で選択して、読書を薦めたり紹介するためにつくられた簡便な選定目録。

2 保育園(所)・幼稚園

保育園(所)・幼稚園における読書活動は、子どもが本に親しみ、読書の楽しさに出会える環境を整えていく必要があります。

一日の多くの時間を過ごす園での本との関わりは重要と言えます。今まで身近に本がなかった子どもには、保育士や友達との日常のコミュニケーションや遊びの中で本と出会う機会をつくることによって、本への興味を引き出すことができます。

特に、3歳児からの保育の場では、集団での読み聞かせや紙しばいを楽しむ機会を積極的に取り入れることが大切です。仲間とともにお話の世界を楽しむ体験には、家庭での一対一の読み聞かせとはまた異なる価値があり、子どもの心の成長にとって貴重なものです。

<現状>

- ・ 市内17の保育園(所)、9園の幼稚園には図書コーナー等が設けられ、保護者や園児が本を借りたり、その場で読んだりしています。
- ・ 保育士により日常的に、絵本や紙しばい等の読み聞かせが行われています。
- ・ 園によっては、保護者や市民の読み聞かせグループが、おはなしを読み聞かせています。
- ・ お散歩のコースに市立図書館を入れて、園児がたくさんの本にふれる機会を設けたり、定期的に地域の図書館でおはなし会に参加している園もあります。
- ・ 市立図書館の団体貸出 については、平成17年度実績で、園への団体貸出と保護者の会への団体貸出、合わせて18団体5,319冊の利用がありました。

団体貸出 図書館が地域団体やグループ等に、図書館資料をまとめて貸出すること、またその方法をいう。地域文庫だけでなく、保育園、児童館、学校等への貸出も盛んに行われている。

<課題>

- ・ 園の中では、常に新鮮で興味を引く本がすぐに手に取れるよう、環境を整備、充実させていく必要があります。

- ・ 日常の園での生活、行事や遊びの中に本を取り入れる工夫をして、様々な場面で本の面白さ、楽しさを実感できるようにしていくことも大切です。
- ・ 読書環境の充実に向けて、保育士や読み聞かせグループ、市立図書館が積極的に本や読書についての情報交換を行う必要があります。

3 学校・学校図書館

学校において読書は、子どもの豊かな人間形成を促し、自ら学習に取り組み、知識を得る、大事な手段です。

活字離れが進んでいると言われていますが、集団での読み聞かせや同じ本を読むことを通して感動を共有したり、いろいろな考え方を語りあうことによって、本に親しみ、人間としての幅を広げ、成長していくことができます。

また、調べ学習など、本やインターネット等、様々なメディアからの情報を使用して課題解決を図る学習が増えている中では、学校図書館の役割はますます重要度を増しています。学習に対応できる資料の充実だけでなく、資料からどのように必要な情報を選択、評価、活用するかを指導する必要があります。

この双方を保障するためには、施設・設備の整備と図書資料の充実及び、教職員、学校図書館司書の連携等、人的体制の整備が必要です。

<現状>

- ・ 市内31の市立小・中学校には学校図書館があり、それぞれ約5,000冊から12,000冊の蔵書があります。市立図書館の蔵書の再活用によっても、蔵書の充実に努めています。
- ・ 学校図書館司書が全校に配置され、学校図書館の整備・運営等に取り組んでいます。
- ・ 平成18年2月に、本計画策定のために、市立小・中学校の学校図書館司書に学校の読書活動や学校図書館の広報活動等のアンケートを行いました。その中で、多くの学校で朝読書を行っていることや、読書週間等の機会を活用して読書活動を行っていること、教職員や学校図書館司書、地域の保護者による読み聞かせ等が行われていること、学校図書館司書が中心となり、おたよりやブックリストを作成し、児童・生徒に配布している事例が明らかになりました。

朝読書 始業前に行う読書運動で、10分間程度、好きな本を一斉に黙読すること。

<課題>

- ・ 今後は学校教育の様々な場で、児童・生徒の読書活動を進めていく取り組みが、ますます必要になってきます。

- ・ 市立図書館と連携し、学校図書館の蔵書の充実、運営の効率化等を図り、学校の読書活動の推進に取り組むことが課題です。

そのためには、学校図書館と市立図書館のコンピュータシステムによる連携や学校図書館司書の情報交換等をはじめとして、蔵書、情報、人材等あらゆる面において学校・学校図書館、指導室、市立図書館が一体となって取り組む必要があります。

4 地域施設（児童館・学童クラブ、公民館等）

児童館・学童クラブ、公民館は、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っています。児童の健全育成を図るうえでも、読書環境の整備と充実が求められています。図書を充実させ活用していくことにより、日常の遊びや行事の中で、本の楽しさ、面白さを伝えていくことが大切です。

また、地域の団体（文庫等）やボランティア、学生ボランティアによる読み聞かせ等は、子どもの読書活動推進につながるだけでなく、世代間の交流が図られる効果も期待できます。

<現状>

- ・ 市内9館の児童館、17の学童クラブすべてに図書室・図書コーナーが設けられ、子どもが自由に本を読めるようになっています。
- ・ 図書室等には、市立図書館からの団体貸出等により、それぞれ500冊から1,000冊程度の児童書を備え付けています。平成17年度は、市のすべての児童館・学童クラブが市立図書館からの団体貸出制度を活用し、計6,722冊の貸出実績がありました。
- ・ 児童館では、幼児の時間や0歳児の時間の中で読み聞かせの時間を設けたり、親子で本とふれ合う機会を設けており、学童クラブでは、日常の活動の中で本の読み聞かせの時間を設けています。
- ・ 市内2館の公民館では、イベントに関連した本を市立図書館から借り受け、参加者に情報提供を行っています。

<課題>

- ・ 幅広く子どもの交流が行われている児童館・学童クラブでは、今後も、子どもの読書活動が進むことが望めます。
- ・ 公民館は、生涯学習施設として、市民の自主的な活動に対する活動場所の提供のほか、事業の実施や情報発信等によって、子どもの読書活動を推進することができます。
- ・ コミュニティセンター、子ども家庭支援センター、健康センター、子育て

センター、ひまわり教室、八ヶ岳少年自然の家といった各施設においても、各々の特色を活かしながら、子どもの読書活動の環境整備を図っていくことが望まれます。

5 地域団体(文庫等)

多摩市内には、子どものための読み聞かせ等の活動を中心にした団体や、児童書の研究をする団体等、多くの文庫や団体があります。

子どもたちと直接向き合い、読書の楽しさを伝える市民の自主的な活動は、子どもの読書を推進するうえで大きな意味があり、成果が期待できます。

地域団体(文庫等) 地域の子どもの身近なところに本を用意して、子どもたちのすこやかな発達を願う住民によって始められた。近年は、本の貸出だけでなく、地域や学校、市立図書館等での読み聞かせ等の活動を通して、子どもの読書活動を推進している。

<現状>

- ・ 昭和46年の多摩ニュータウンの入居とともに、市内に多くの文庫が生まれ、子どもの読書活動の輪が広がりました。

地域に密着してそれぞれ独自に活動を続けてきた複数の文庫は、昭和61年、多摩市文庫連絡協議会を発足し、毎年文庫展を開催し、原画展や作家を招き講演会を行う等、多摩市の多くの子どもや大人に本の楽しさに出会う機会を提供してきました。それらの活動が高く評価され、平成17年4月には、文部科学大臣から表彰を受けています。

- ・ 文庫活動の他に、読書推進活動を行うボランティアや活動団体も数多く生まれ、学校や地域施設での読み聞かせや、語り・ストーリーテリング、紙しばい等、それぞれの地域で子どもが本やおはなしの世界を楽しむための活動を行っています。
- ・ 市立図書館では、子どものために読み聞かせ等のボランティア活動を行う団体に対して、資料を貸出したり、子どもの本に関する相談に応じています。

ストーリーテリング 昔話等のおはなしを覚えて、直接聞き手に語ること。

<課題>

- ・ 地域団体(文庫等)の活動を進めていくための人材の確保、育成が課題です。
- ・ 講座や研究会等を通しての人材の確保や、育成を支援する活動にも参加していくことが望まれます。
- ・ 今後は地域の団体等が連絡会等の組織をつくり、多摩市の子どもの読書活動推進の中心の役割を担っていくことが望まれます。

6 市立図書館

市立図書館では開館以来、児童サービスを図書館サービスの重要な柱として位置付け、時代に応じて、子どもと本をつなぐための様々な方策を模索し、実施しています。信頼できる子どもの本と、本に関する情報提供、及び地域団体等との連携の推進は、市立図書館の重要な役割です。

<現状>

- ・ 市立図書館には、平成18年6月現在、6つの図書館と団体貸出図書室あわせて20万冊の児童書があり、個人や団体への貸出を行っています。各図書館には児童コーナーが設置されており、それぞれ2万冊から3万冊の児童書が備えられています。
- ・ 児童書は、選書会議によって、高い評価ができ、かつ子どもが楽しめる本を選んで収集しています。年間5,000点(平成17年度実績)もの新しいタイトルの本が出版される中で、すべてを手に取り評価していくことは困難ですが、情報を収集し、蔵書にするものについては、必ず一つ一つ目を通し選書しています。

平成17年度は3,600冊(タイトル数1,600点)購入しました。
- ・ 多摩市の0歳から11歳までの人口は13,646人(平成18年4月1日基準日)でした。

平成17年度に貸出実績がある利用者は、6,862人でした。
- ・ 平成17年度は、0歳から11歳までの子どもの約半数が、市立図書館を利用したことになります。児童書の貸出冊数は286,542冊で、団体貸出は38,748冊でした。

年間を通してみると、7・8月の夏休み期間に多くの児童書が借りられています。他の月の1.5倍から2倍の貸出冊数になっています。これは、読書時間の確保等、読書環境が整えば、子どもたちの読書活動は活発に行われることの証しでもあります。
- ・ 多摩市では、文庫展、秋色おはなし会や地域図書館でのおはなし会等、図書館が市民との協働によって読書活動を推進したり、学校や保育園等への団体貸出や出張おはなし会を通して、子どもの読書環境の整備を進めてきた経緯があります。

<課題>

- ・ 児童サービスに関する高い専門性を持った図書館員の育成、配置を継続的に行っていくことが必要です。

- ・ 子どもの本や読書に関する情報発信をしていくことと、地域団体(文庫等)や学校、保育園(所)・幼稚園、地域施設との連携の拠点としての役割を果たす必要があります。
- ・ 書庫、団体活動室を整備し、効率的な図書の貸出および市民ボランティアとの情報交換等の交流の充実が不可欠です。
- ・ 都立及び他市区町村立図書館との連携・協力関係についても、引き続き充実を図り、子どもの読書活動推進に関連する情報を積極的に収集し、提供していくことが必要です。
- ・ 年度毎の事業計画に応じて、財源確保に努めることが必要です。

ボランティア 図書館におけるボランティアは、点訳、録音図書の製作等から出発し、その活動内容はおはなし会等の読み聞かせ、絵本かたりかけ事業、返却本の書架戻し等、自らの意思により幅広く活動しています。

第3章 子どもの読書活動の推進

本計画の **基本目標** は、

- ア 読書への動機付け
- イ 子どもの読書に対する理解の促進
- ウ 読書環境の整備
- エ 関係機関等との協力・連携
- オ 人材の育成と協力・連携

です。

この章では、この目標を達成し、計画を推進するための具体的施策について、取り組む主体を大きく市立図書館と家庭、学校、地域等とに分け、それぞれ第1節と第2節で述べています。

第3節では、施策の効果的推進のための体制や進行管理について述べています。

第1節 市立図書館の取り組み

市立図書館は、子どもの読書活動推進の拠点として、主体的に施策を実施するほか、他団体・機関等との協力・連携の中核的役割を果たします。

この節では、市立図書館が進める具体的施策について、図書館が主導して進める取り組みと関係団体等と協働して進める取り組みに分けて、述べます。

1 図書館が主導して進める取り組み

(1) 本・本の情報の充実

読書環境の整備

ア 児童書の選定・収集

優れた児童書の選書・収集に努めます。また評価が高く読み継がれている本の買い替えも進めていきます。

引き続き、児童担当職員による選書会議を行っていきます。

イ 児童書の所蔵数の増加、充実

指標名	現状	目標
児童書所蔵数	192,452冊 平成18年3月現在	198,000冊

ウ 新刊書紹介の充実

「新刊紹介の会」をおもに学校図書館司書・地域文庫を対象に開催していますが、今後は図書館ホームページ等で、より多くの方に紹介していきます。

エ 新刊書の展示

新刊展示スペースを設け、展示し、閲覧、貸出します。

オ ブックリスト(市立図書館の推薦図書リスト)の充実

子どもたちに読んでもらいたい評価の高い児童書のブックリスト(市立図書館の推薦図書リスト)を作成し、関係機関等に配布します。10代の子どもむけブックリストを2つ増やします。

指標名	現状	目標
ブックリストの数	17	19

カ 「布の絵本」の収集と提供

障がいのある子どもや年齢の低い子どもに対して、ボランティアと

協働して「布の絵本」を提供し、おはなしの世界へ導く働きかけをしていきます。

指標名	現状	目標
「布の絵本」の点数	0点	90点

「布の絵本」 布等を使って製作された絵本。遊びを通して、子どもの自発性・積極性を高め、集中力を刺激し、観察力を養い、触覚を刺激し手先の感覚と動きを発達させる。障がいのある子どものためにつくられたが、健常児にとっても、有用である。

『健やか親子21 作って遊ぼう布の絵本』 渡辺順子著 社団法人日本家族計画協会 2002 より引用

キ 子どものための外国語資料の充実

外国語資料は絵本を中心に所蔵していますが、国際化の時代に対応した子どものための外国語資料の充実を図ります。

(2) サービス・普及活動の拡充

読書への動機付け

ア 絵本かたりかけ事業

絵本かたりかけ事業により、親と子のふれあいや赤ちゃんから本に親しむきっかけをつくります。絵本セット等の配布率を高めます。

指標名	現状	目標
絵本セット等の配布率	約95%	100%

イ 絵本かたりかけ事業の追跡アンケートの実施

1歳6ヶ月児健診と3歳児健診時に、絵本かたりかけ事業の効果を計るため、継続的に追跡アンケートを実施するとともに家庭での読み聞かせの啓発、市立図書館の利用促進を図ります。

ウ 障がいのある子どもの読書の推進

学校、関係機関等との連携や、「布の絵本」、「点字付き絵本」等資料の充実により、障がいのある子どもの読書を推進します。

エ 特別な配慮が必要な子どもへの援助

日本語を母国語としない子どもや、何らかの理由で在宅している子どもたちにも、関係機関やボランティアと連携しながら読書を推進していきます。

読書環境の整備

オ 図書館ネットワークの整備

全市的な図書館網を整備し、子どもの図書館利用の地域差を無くし、

子どもの身近に図書館を整備していきます。

カ 児童室・児童コーナーの充実

- ・ 児童室・児童コーナーの充実を図ります。
- ・ 各種ブックリストに基づいて、本を並べ、手に取りやすく、選びやすくします。
- ・ 各館のおはなし会等のテーマに沿った本を展示し、選びやすくします。
- ・ 様々な企画展示を積極的に行い、本の利用を促します。

キ 10代の子ども向けサービスの充実

- ・ 各館の10代の子ども向けコーナーを充実し、居場所作りを図ります。
- ・ 10代の子ども向けブックリストを充実します。

指標名	現状	目標
ブックリストの数	1	3

年齢的には、概ね12歳から18歳までが対象になります。平成17年度より、各図書館に担当を設け、大人の読書への橋渡しとして、コーナーの設置、資料の充実を図り、夏休みにはブックリスト「こんな本あります」の作成・配布を行って利用を図っています。新たに新刊やテーマ別のブックリストを作成します。

- ・ 本を読むのが楽しくなるようなしおり等の配布をします。

ク 団体貸出の充実

日頃図書館を利用しにくい子どもたちに、子どもたちの地域の居場所へ団体貸出を進め、子どもが本に触れる機会を作ります。

関係機関等との協力・連携

ケ 市外関連機関等との連携

現在、国立国会図書館国際子ども図書館や東京都立図書館と資料の協力貸出の利用を中心にした連携を行っています。

今後も連携を進め、これらの主催する事業・催物を研修の場として活用し、積極的に参加すると同時に、広く市民に情報を提供していきます。

市外関連機関等 子ども読書活動推進関連機関・団体のことを指し、国公立図書館、大学図書館や東京子ども図書館・日本図書館協会・親子読書地域文庫全国連絡会等の団体をいう。

コ 市区町村立図書館との連携

現在、他市区町村立図書館と資料の相互貸借 を中心にした連携を行っています。また、日野市・稲城市とは図書館の相互利用を行っています。資料の相互貸借にとどまらず、読書活動推進に向けた積極的な情報交換に努めます。

相互貸借 図書館システム相互の間で資料の貸借を行うこと。図書館が利用者の求める資料を自館に所蔵しておらず、購入できなかったり、収集方針に適さない時に資料を他館から借り受けて利用者に提供すること。平成17年度実績 貸出：2,098冊 借用：4,982冊

サ 市民への関連団体等の情報提供

子どもの読書活動推進関連団体等の情報を市民に提供していきます。

(3) 行事等啓発活動の推進

読書への動機付け

ア おはなし会の開催

ボランティアと協働して、おはなし会やおはなしの会（ストーリーテリング・語り）を開催します。

指標名	現状	目標
おはなし会の開催数	市立図書館内 年221回	年246回と館外開催

子どもの安全、見守りの観点から、開催時間・対象年齢の見直しを行い、市立図書館でのおはなし会開催だけでなく、学校や地域施設等、子どもの生活圏にある場でのおはなし会を支援し、充実させます。また親子が一緒に参加できる、日曜・祝日にもおはなし会を開催していきます。

イ 赤ちゃんとおかあさんのおはなし会の開催

現在、ボランティアと協働して、赤ちゃんとおかあさんのおはなし会を毎月1回開催しています。さらに開催の場所や回数を充実させていきます。

指標名	現状	目標
赤ちゃんとおかあさんのおはなし会開催	年12回	年24回

子どもの読書に対する理解の促進

ウ 図書館ホームページの充実

図書館ホームページの「こどものページ」で「りようあんない」・「おはなしかい」・「あたらしいほん」・「おすすめのほん」等の案内を

しています。内容の充実を図ります。

エ 子どもの読書週間・読書週間の事業企画

- ・ 「子どもの読書週間」(「子ども読書の日」4月23日から3週間)への取り組みとして、展示や定期刊行物の周知、講演会や特別なおはなし会等の開催により、市民の子どもの読書への関心を高めます。
- ・ 「読書週間」(「文字・活字文化の日」10月27日から文化の日を中心に2週間)への取り組みとして、本に関するアンケートやクイズ等の事業を企画し、関連本を展示します。

関係機関等との協力・連携

オ 関連団体と協働して、事業の実施

ボランティアと協働して、おはなし会等の事業を実施します。

カ 民間事業との連携

読書推進に係るものは、民間の事業であっても、ポスター掲示やちらし配布、本の紹介等を行っていきます。

人材の育成と協力・連携

キ 職員の研修

- ・ 内容別、レベル別の専門研修に積極的に参加できるよう、体制を整備し、児童サービス担当職員の専門性や技術を育成していきます。
- ・ グループワーク等を取り入れた研修を行うとともに、職員が自分の能力を生き生きと発揮できる環境を作ります。
- ・ 専門的な知識を持つ市民との協働により、能力の向上を図ります。

ク 講座の開催

- ・ 市立図書館では、子どもの読書に関する「絵本の読み聞かせ講座」、「赤ちゃんの絵本講座」、「かみしばいの講座」等を開催しています。「語り手の養成講座」や「日本子どもの本研究会・多摩校」等、地域団体主催のものもあります。
今後は、よりボランティアや市民の要望に沿った講座を企画・実施していきます。
- ・ 児童・生徒・学生のボランティア活動を推進するために、読み聞かせ講座等を実施します。

2 関係団体等と協働して進める取り組み

- (1) 地域団体・ボランティア、学校・学校図書館、地域施設等への支援、連携

読書への動機付け

ア 調べ学習のテーマごとのブックリスト作成

調べ学習で利用される資料の情報を蓄積して、テーマごとの本のリストを作成し、資料の有効活用を図ります。

イ 修学旅行関係等の企画展示

修学旅行、移動教室関連資料を企画展示し、活用を図ります。全館で各学校に対応した資料を展示し、利用に供します。

ウ 図書館訪問・図書館職員による学校訪問

読むことを学習し、1人で本を読み始める小学校2年生にクラス単位で図書館を訪問してもらい、図書館の利用案内、利用者カードの発行を行うとともに、特大絵本の上演等を通して読書の楽しさを伝えていきます。また、図書館に来館しにくい学校に対しては、図書館職員が学校の各クラスを訪問し、同様のプログラムを行っています。今後、これらの取り組みをさらに充実させ、できる限り多くの学校で実施できるように取り組みます。

読書環境の整備

エ 児童担当、団体貸出・学校連携担当の全館配置

全館に児童担当、団体貸出・学校連携担当を配置し、子どもの読書相談等に応じます。

関係機関等との協力・連携

オ 学校図書館との情報の共同利用

平成18年度に新規導入された図書館コンピュータシステムにより、学校図書館と市立図書館が、資料と情報を共同で使用しています。より円滑な共同利用を図ります。

カ 連絡会等の設立

関係機関、団体等と連携して連絡会等を設立し、協働して読書活動を展開していきます。あわせて、読書活動をすすめるなかで明らかになった課題について具体的な解決手法を検討する等、読書活動推進に取り組みます。

キ おはなし会用小道具の活用

集団での読書に役立つ図書館の小道具を活用していきます。

市立図書館所蔵のおはなし会用小道具を整備し、各団体へのPRをしていきます。

ク 団体等主催のイベント等への情報提供

イベント等で関連する著者情報、著作物情報等を提供します。

ケ 団体活動の環境整備

団体貸出室の整備や交流会の開催等により、団体活動の支援を積極的にを行います。

人材の育成と協力・連携

コ 学校図書館司書の相談・研修

学校図書館司書の研修を行い、学校図書館運営等の相談に応じます。

(2) 研修、人材育成の推進

人材の育成と協力・連携

ア ボランティアの研修

子どもの読書活動推進の担い手である地域のボランティアの方々と協力し、交流を図り、連絡会等を設立して、ともに新たなボランティアを育て、研修等で支援していきます。

イ 児童・生徒・学生のボランティアとしての育成

体験や研修の場を設け、ボランティアとしての育成を図ります。
また、地域施設、福祉施設等で多世代が交流できるような活動の場を設けます。

ウ 高齢者の方々のボランティアとしての関わり

高齢化が進んでいる多摩市において、高齢者の方々にも子どもの読書への関わりを持っていただけるよう、働きかけ、異世代間の交流と読書活動をともに進めます。

第2節 家庭、学校、地域等の取り組み

この節では、家庭から保育園（所）・幼稚園、学校・学校図書館というように、子どもの成長していく段階に沿って、関わる施設ごとの具体的施策を述べます。

1 家庭

赤ちゃんは、読んでくれる人がいて初めて絵本と出会えます。

絵本を読み聞かせることで、子どもは読み手の声のぬくもりを通して愛情を感じとり、読み手への信頼感を得ることで、情緒の安定と読書の基礎を築きます。読み聞かせは子どもの年齢を問わず、親子で本の世界を共有して楽しむことができます。

読書への動機付け

ア わらべうたや読み聞かせの実施

保護者自身が子どもの本に関心を持ち、わらべうたや読み聞かせを育児に取り入れていきます。

イ 家庭で読書活動推進

保護者自身が、本に親しみ、家庭での読書活動をすすめていきます。

ウ おはなし会等への積極的参加

市立図書館のおはなし会や地域の子育てサークルの読み聞かせ等に子どもと保護者が一緒に参加し、集団での読書体験を通して読書の楽しさを体感していきます。

エ 地域での読書活動等への積極的参加

生活の中で本のある場所に足を運び、本が子どもの身近にある環境をつくれます。

読書環境の整備

オ ブックリストの活用

ブックリストから本に関する情報を取り入れ、子どもの読書活動に役立てます。

2 保育園（所）・幼稚園

この時期の子どもは、おはなしが理解できるようになり、読み手の言葉に耳を傾け、絵本の世界に集中し、じっくりとおはなしを楽しむようになります。集団での読書やおはなし会に参加する等、おはなしを体感することが大切です。

読書環境の整備

ア 団体貸出活用等による図書利用の促進

団体貸出制度を活用し、蔵書の充実を図り、園児の図書利用促進を図ります。

イ 保育士・保護者等の研修・講座への参加

保育士や保護者等は子どもの読書に関する研修や講座に積極的に参加します。

ウ 市立図書館の活用

園の近くに市立図書館があれば、お散歩コースに取り入れて読書を楽しむ時間を設けたり、市立図書館のおはなし会に参加します。

関係機関等との協力・連携

エ 地域ボランティアとの協力・連携

地域ボランティアによる読み聞かせ等の読書活動を取り入れます。

3 学校・学校図書館

文字が読めるようになって、一人で読書を楽しめるようになるには時間がかかります。読み聞かせ等により本に親しむ、各種文献の使い方や調査の仕方を覚える等、年齢に応じて、読書習慣を身に付けていきます。

読書への動機付け

ア ブックリストの作成・配布

おすすめ本リストを作成し、児童・生徒へ配布します。

イ 児童・生徒への情報提供

地域の子どもの読書活動に関する事業等の情報を児童・生徒に伝えていきます。

ウ おたよりの作成・配布

学校図書館の活動や本の情報をおたより等で家庭に紹介します。

エ 市立図書館作成のブックリスト等の配布

市立図書館の利用の手引きやブックリスト等を児童・生徒に配布します。

オ 読み聞かせやおはなし、ブックトーク、朝読書等で読書のきっかけづくり

学校・学校図書館は読書のきっかけづくりのため、「読み聞かせ」や「おはなし」、「ブックトーク」「朝読書」等を通して、子どもが本を手にする習慣を身に付けられるように努めます。

ブックトーク 本について話をする。本を紹介して、聞き手が読んでみようと思ったり、本全般に親しみや興味をもったりすることを目指している。

カ 読書感想画等のコンクールの取り組み

読書によって自分と対話し、自分の感動を確認できる、読書感想文・読書感想画コンクール等の取り組みをし、読書推進を図ります。

読書感想画 読書によって得た印象や感動を絵画に表現したものをいう。単なる場面紹介の「お話の絵」ではなく、自分の読みを深め、読み取った内容を主観的に描いたものである。

子どもの読書に対する理解の促進

キ 図書館の使い方指導

本の調べ方や扱い方、マナー等について利用指導を図ります。

ク 読書アンケートの実施

読書アンケートを実施し、読書活動推進計画に反映させます。

読書環境の整備

ケ 市立図書館と学校間の物流体制の確保

定期的に図書連絡車を運行し、市立図書館、各市立小・中学校間の物流体制を確保していきます。平成18年度に新規導入され、週1回の物流が確保されました。

さらなる物流体制を確立します。

コ 市立図書館資料の再活用

学校図書館の蔵書の充実を図るため、市立図書館の資料を再活用していきます。

サ 市立図書館と図書の共同利用

図書館コンピュータシステムを活用し、図書の共同利用による協力体制を図ります。

平成18年10月、市立図書館と学校図書館を結ぶコンピュータシステムの運用が開始されました。

市立図書館の資料を学校図書館でも利用することができます。

シ 調べ学習での図書館利用

調べ学習に学校図書館、市立図書館を利用します。

ス 学校図書館運営の協力体制

司書教諭等と学校図書館司書が協力して学校図書館運営を図ります。

セ 蔵書・設備の充実

学校図書館の蔵書・設備の充実を図っていきます。

ソ 図書館システムの活用

市内学校図書館、市立図書館の蔵書情報や書誌情報等を活用し、調べ学習や朝読書等で、児童・生徒への本の提供に活かしていきます。

関係機関等との協力・連携

タ ボランティアとの協力・連携

学校でのおはなしボランティアや読み聞かせボランティア等を積極的に受け入れます。

読み聞かせや本の修理等、読書活動や図書館活動に関するボランティア活動を幅広く展開するためのボランティアを受け入れます。

チ 保護者や地域との連携

教職員・学校図書館司書や保護者、地域住民等と協力して、読書活動の推進に取り組んでいきます。

人材の育成と協力・連携

ツ 児童・生徒のボランティア活動

児童・生徒が、幼い子どもたちに読み聞かせる体験を通して読書を楽しみ、本に親しむことができるよう、ボランティアとして、保育園（所）・幼稚園、市立図書館等に出向く機会をつくります。

テ 研修の実施

教職員・学校図書館司書等を対象にした研修を実施していきます。

4 地域施設（児童館・学童クラブ、公民館等）

家庭や学校以外の身近な場所でも、本に親しむ機会を提供し、よりよく生きるための感受性や想像力、判断力、情報選択能力等を養うきっかけをつくります。

読書への動機付け

ア 公民館保育室でのボランティアによるおはなし会等の開催

公民館保育室を利用している親子を対象に、赤ちゃんとおかあさんのおはなし会等を行います。

ボランティアと協働しておはなし会等を行っていきます。

イ 本を活用した事業等の実施

本を活用しての事業や読書に関する事業を積極的に実施していきます。

ウ 主催事業等の情報発信・周知

子どもの読書に関する主催事業等の情報を発信し、情報提供していきます。

子どもの読書に対する理解の促進

エ 事業情報等の来館者への周知

子どもの読書に関する事業情報を利用者に周知します。

読書環境の整備

オ 団体貸出活用等による図書利用の促進

現在、市立児童館・学童クラブは全18ヶ所あり、すべてが団体貸出を利用しています。

今後も市立図書館と協力しながら、図書室・図書コーナーの充実と、子どもの本を読む楽しい場所作り、図書の利用促進を図ります。

関係機関等との協力・連携

カ 市立図書館との事業連携

子どもの読書に関連する事業で、市立図書館と連携していきます。

永山フェスティバルでの市立図書館おはなし会の開催、事業に関連した本の展示や関戸公民館の人形劇祭りで連携しています。今後、各事業に関連した本や本の情報を、市立図書館と連携して、講座参加者に提供していきます。

キ 地域ボランティアによる読み聞かせ等の実施

地域ボランティアと協力して読み聞かせ等の読書活動を実施します。

5 地域団体（文庫等）

多くの市民の力によって、子どもが本に親しむ機会がさらに展開されることが期待されます。

市立図書館は、相談、資料作成・提供、事業実施等で積極的に支援します。

読書環境の整備

ア 団体貸出活用等による図書利用の促進

団体貸出により、地域団体を拠点とした本の利用の促進を図ります。現在、市立図書館の団体貸出を利用して、子どもの読書活動を推進し、本の楽しさや面白さを伝えています。

今後も、団体貸出制度を活用し、読書活動を進めていきます。

関係機関等との協力・連携

イ 市立図書館、学校等との協働

市立図書館や学校等と協働し、おはなし会等読書活動推進の行事を行います。

現在、市立図書館のおはなし会に地域団体の方が携わっています。

今後も市立図書館全館での取り組みとして、協働しておはなし会等を行い、子どもの読書活動を推進していきます。

人材の育成と協力・連携

ウ ボランティアの活性化

ボランティアとなる人材を発掘し、活動をともにして、読書活動等の活性化を図ります。

エ 講座や研究会への参加

子どもの読書に関する講座や研究会に参加していきます。

また、子ども読書活動の関連機関・団体と連携し、子どもの読書に関する活動を行っていきます。

第3節 施策の効果的推進

1 協力・連携体制の整備

関係機関等との協力・連携

ア（仮称）子どもの読書活動推進連絡会の設立

関係機関、団体等の連携を図り、連絡会を設立します。

家庭・学校・地域の協力・連携関係をさらに強化し、手法の検討等を行って、具体的施策の実施や課題解決に取り組みます。

また、関係機関、団体等が連携し、全市的な子どもの読書活動の推進事業「（仮称）子ども読書まつり」の開催に取り組みます。

「（仮称）子ども読書まつり」子どもの読書推進をテーマとする全市規模の行事。子どもの本の展示や紹介、研究、事例発表のほか、子ども自身も参加し本やおはなしに親しむことができるような企画の実施を通し、多くの市民の参加や交流の機会とする。

2 計画の進行管理

関係機関等との協力・連携

ア 市立図書館による具体的施策の進行管理

本計画の進捗状況について、市立図書館を中心に、本計画の進行管理をしていきます。

3 計画の見直し

関係機関等との協力・連携

ア 計画期間の中で見直し

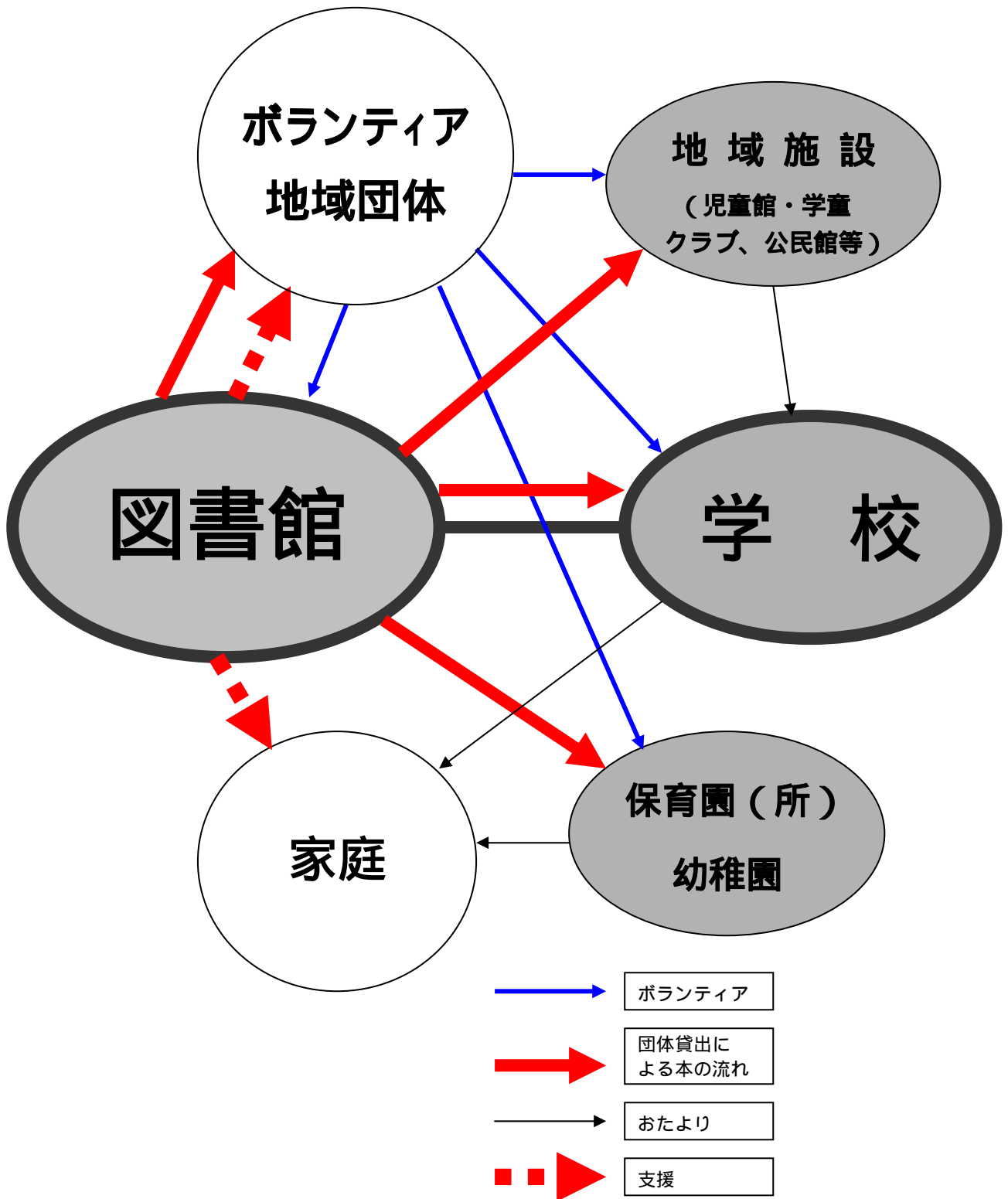
本計画は5年間の計画ですが、必要に応じて見直しをしていきます。

イ 全世代にわたる読書活動推進についての検討

将来的に、すべての市民に向けた読書環境の整備について、検討します。

多摩市子どもの読書活動推進計画

ネットワーク図



多摩市子どもの読書活動推進計画の体系図

★印は新規施策

目標	基本目標	施策の取り組み	具体的施策
子どもの読書活動の推進	ア 読書への動機付け イ 子どもの読書に対する理解の促進 ウ 読書環境の整備 エ 関係機関等との協力・連携 オ 人材の育成と協力・連携	市立図書館の取り組み	本・本の情報の充実 ア 児童書の選定・収集 イ 児童書の所蔵数の増加、充実 ウ 新刊書紹介の充実 エ 新刊書の展示 オ ブックリストの充実 カ 「布の絵本」の収集と提供 ★ キ 子どものための外国語資料の充実
			サービス・普及活動の拡充 ア 絵本かたりかけ事業 イ 絵本かたりかけ事業の追跡アンケートの実施 ★ ウ 障がいのある子どもの読書の推進 エ 特別な配慮が必要な子どもへの援助 ★ オ 図書館ネットワークの整備 カ 児童室・児童コーナーの充実 キ 10代の子ども向けサービスの充実 ク 団体貸出の充実 ケ 市外関連機関等との連携 コ 市区町村立図書館との連携 サ 市民への関連団体等の情報提供
			行事等啓発活動の推進 ア おはなし会の開催 イ 赤ちゃんとおかあさんのおはなし会の開催 ウ 図書館ホームページの充実 エ 子どもの読書週間・読書週間の事業企画 オ 関連団体と協働して、事業の実施 カ 民間事業との連携 キ 職員の研修 ク 講座の開催
			地域団体・ボランティア、学校・学校図書館、地域施設等への支援、連携 ア 調べ学習のテーマごとのブックリスト作成 ★ イ 修学旅行関係等の企画展示 ウ 図書館訪問・図書館職員による学校訪問 エ 児童担当、団体貸出・学校連携担当の全館配置 オ 学校図書館との情報の共同利用 カ 連絡会等の設立 ★ キ おはなし会用小道具の活用 ク 団体等主催のイベント等への情報提供 ケ 団体活動の環境整備 コ 学校図書館司書の相談・研修
			研修、人材育成の推進 ア ボランティアの研修 イ 児童・生徒・学生のボランティアとしての育成 ★ ウ 高齢者の方々のボランティアとしての関わり ★
			家庭 ア わらべうたや読み聞かせの実施 イ 家庭で読書活動推進 ウ おはなし会等への積極的参加 エ 地域での読書活動等への積極的参加 オ ブックリストの活用
			保育園（所）幼稚園 ア 団体貸出活用等による図書利用の促進 イ 保育士・保護者等の研修・講座への参加 ウ 市立図書館の活用 エ 地域ボランティアとの協力・連携
			学校 学校図書館 ア ブックリストの作成・配布 イ 児童・生徒への情報提供 ウ おたよりの作成・配布 エ 市立図書館作成のブックリスト等の配布 オ 読み聞かせやおはなし、ブックトーク、朝読書等で読書のきっかけづくり カ 読書感想画等のコンクールの取り組み ★ キ 図書館の使い方指導 ★ ク 読書アンケートの実施 ケ 市立図書館と学校間の物流体制の確保 コ 市立図書館資料の再活用 サ 市立図書館と図書との共同利用 シ 調べ学習での図書館利用 ス 学校図書館運営の協力体制 セ 蔵書・設備の充実 ソ 図書館システムの活用 タ ボランティアとの協力・連携 チ 保護者や地域との連携 ツ 児童・生徒のボランティア活動 テ 研修の実施
			地域施設（児童館・学童クラブ、公民館等） ア 公民館保育室でのボランティアによるおはなし会等の開催★ イ 本を活用した事業等の実施 ウ 主催事業等の情報発信・周知 エ 事業情報等の来館者への周知 オ 団体貸出活用等による図書利用の促進 カ 市立図書館との事業連携 キ 地域ボランティアによる読み聞かせ等の実施
			地域団体（文庫等） ア 団体貸出活用等による図書利用の促進 イ 市立図書館、学校等との協働 ウ ボランティアの活性化 エ 講座や研究会への参加
施策の効果的推進	協力・連携体制の整備 ア (仮称)子どもの読書活動推進連絡会の設立 ★		
	計画の進行管理 ア 市立図書館による具体的施策の進行管理 ★		
	計画の見直し ア 計画期間の中で見直し イ 全世代にわたる読書活動推進についての検討		

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律 第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七條 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八條 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九條 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十條 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるととも

に、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 十一 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

多摩市教育委員会告示第39号

多摩市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成17年12月12日

多摩市教育委員会

教育長 小栗 慎次郎

多摩市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、多摩市子ども読書活動推進計画(案)（以下「推進計画(案)」という。）を策定するため、多摩市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画(案)を作成し、多摩市教育委員会教育長に報告する。
- (2) その他、子どもの読書活動に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習部図書館長をもって充て、副委員長は、学校教育部指導室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

- 2 委員長は、会議に際し、必要に応じて委員以外の関係者を出席させることができる。

(幹事会の設置)

第6条 推進計画(案)の個別事項について検討するため、委員会の下部組織として別表第2に掲げる者（以下「幹事会委員」という。）で構成する幹事会を置く。

(幹事会の所掌事項等)

第7条 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の指示により、推進計画(案)の素案を作成し、委員会に報告すること。
- (2) その他、委員会の指示による調査・研究を行うこと。

(幹事長及び副幹事長)

第8条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、生涯学習部図書館奉仕2係長をもって充て、副幹事長は、学校教育部指導

室指導主事をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

(幹事会の招集等)

第9条 幹事長は、幹事会の会議を招集し、主宰する。

2 幹事長は、会議に際し、必要に応じて幹事会委員以外の関係者を出席させることができる。

3 幹事長は、幹事会における決定事項を委員会に報告する。

(庶務)

第10条 委員会及び幹事会に関する庶務は、生涯学習部図書館において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 この要綱は、平成18年12月31日限り、その効力を失う。

別表第1

学校教育部指導室長	
多摩市立小学校長	1人
多摩市立中学校長	1人
生涯学習部図書館長	
子ども青少年部子育て支援課長	
子ども青少年部児童青少年課長	
健康福祉部健康課長	
健康福祉部障害福祉課長	

別表第2

学校教育部指導室指導主事	1人
生涯学習部図書館奉仕2係長	
子ども青少年部子育て支援課保育士	1人
子ども青少年部児童青少年課主任	1人
健康福祉部健康課保健師	1人
健康福祉部障害福祉課ひまわり教室長	

多摩市子ども読書活動推進計画策定委員会等名簿

1 委員会名簿

役 職	氏 名	課名及び職名	備 考
委員長	倭文 純子	生涯学習部図書館長	
副委員長	清水 哲也	学校教育部指導室長	
委 員	吉井 和弘	子ども青少年部子育て支援課長	平成18年3月 31日まで
委 員	薄隅 敬廣	子ども青少年部子育て支援課長	平成18年4月1日から
委 員	石渡 輝夫	子ども青少年部児童青少年課長	
委 員	上原 孝夫	健康福祉部健康課長	
委 員	大谷 賢二	健康福祉部障害福祉課長	
委 員	志村 美佐子	多摩市立西落合小学校長	
委 員	加藤 隆太郎	多摩市立貝取中学校長	

2 幹事会名簿

役 職	氏 名	課名及び職名
幹事長	平 茂夫	生涯学習部図書館奉仕2係長
副幹事長	千葉 正法	学校教育部指導室統括指導主事
幹 事	森田 順子	子ども青少年部子育て支援課多摩保育園保育士
幹 事	藤木 紀子	子ども青少年部児童青少年課落合児童館主任
幹 事	五味田 福子	健康福祉部健康課保健師
幹 事	渡邊 徳光	健康福祉部障害福祉課ひまわり教室室長

多摩市子どもの読書活動推進計画検討経過

- 平成 17 年 12 月 19 日 第 1 回多摩市子ども読書活動推進計画策定委員会
(以下「委員会」)
「多摩市子ども読書活動推進計画(案)」を作成するため、
委員会を設置した
- 平成 17 年 12 月 21 日 第 1 回多摩市子ども読書活動推進計画策定委員会幹事会
(以下「幹事会」)
委員会からの指示により、計画(案)を作成し委員会に
報告するため、幹事会を設置した
- 平成 18 年 2 月初旬 市立小学校・市立中学校学校図書館司書へのアンケート
- 平成 18 年 2 月 13 日 第 2 回幹事会
計画(素案)について検討
- 平成 18 年 2 月 20 日 第 2 回委員会
第 2 回幹事会の報告を受け、計画(素案)を検討
- 平成 18 年 3 月 7 日 図書館絵本かたりかけ事業ボランティアとの意見交換
- 平成 18 年 3 月 29 日 第 3 回幹事会
所管事項と章だてについて検討
- 平成 18 年 3 月 30 日 多摩市文庫連絡協議会と意見交換
- 平成 18 年 4 月 13 日 「つくしんぼ文庫」の方と意見交換
- 平成 18 年 5 月 16 日 第 3 回委員会
計画(素案)の中の関係する課別に、取り組みの内容、
全体構成について確認、検討
- 平成 18 年 5 月 30 日 第 4 回委員会
計画(素案)の内容について検討

- 平成 18 年 6 月 27 日 第 5 回委員会
計画（素案）の合意
- 平成 18 年 7 月 10 日から 14 日
読書アンケート実施（西落合小学校・貝取中学校）
- 平成 18 年 9 月 20 日から 10 月 4 日
パブリックコメント（市民意見の募集）
- 平成 18 年 9 月 25 日 （仮称）連絡会にて地域団体の方と意見交換
- 平成 18 年 10 月 2 日 図書館協議会にて計画（素案）について意見交換
- 平成 18 年 10 月 18 日 第 4 回幹事会
パブリックコメントを反映した計画（案）について検討
- 平成 18 年 10 月 18 日 第 6 回委員会
パブリックコメントを反映した計画（案）について検討
- 平成 18 年 10 月 24 日 （仮称）連絡会にてパブリックコメントの結果の概略の紹介
- 平成 18 年 11 月 1 日 第 5 回幹事会
計画名称を「多摩市子どもの読書活動推進計画（案）」
（以下「計画（案）」とする
計画（案）の合意
- 平成 18 年 11 月 2 日 第 7 回委員会
計画（案）の合意
- 平成 18 年 11 月 17 日 第 11 回教育委員会定例会にて決定

多摩市の子どもの読書環境の現状

●施設・蔵書

市立図書館の児童書蔵書数	平成17年度末現在	76,244 冊
学校図書館の蔵書数	〃	310,093 冊
児童館図書コーナー	〃	9 箇所
学童クラブ図書コーナー	〃	17 箇所
子育てセンターの図書コーナー	〃	2 箇所
子ども家庭支援センターの図書コーナー	〃	1 箇所
貸出をしている文庫	〃	1 団体

●職員

市立図書館の児童サービス担当職員	平成18年10月現在(全6館)	7 人
学校図書館司書	〃 (全31校)	31 人

●市立図書館の団体貸出実績

児童書の個人貸出総数	平成17年度実績	286,542 冊
児童館・学童クラブへの団体貸出	〃 (18団体への貸出実績)	6,722 冊
幼稚園・保育園への団体貸出	〃 (18園 〃)	5,319 冊
市立学校への調べ学習等団体貸出	〃 (小学校19校 中学校10校 〃)	5,897 冊

●読書推進活動

絵本かたりかけ事業において絵本を受け取った子どもの人数	平成14年度～18年9月実績	3,547 人
市立図書館主催のおはなし会回数	平成17年度実績(全6館)	155 回
市立図書館におけるボランティアによるおはなし会回数	〃 (3館におけるの活動実績)	78 回
市立学校における読み聞かせ等のボランティア団体数	平成18年10月調査	129 団体
学童クラブ主催における読み聞かせ等の回数	平成17年度実績 (14クラブにおけるの活動実績)	1,436 回
学童クラブにおける読書推進ボランティア等のおはなし会回数	〃 (9クラブ 〃)	38 回
児童館主催における読み聞かせ等の回数	〃 (7館 〃)	78 回
児童館における読書推進ボランティア等のおはなし会回数	〃 (9館 〃)	100 回

児童サービスの今後の展開について

(答 申)

平成 1 5 年 1 1 月

多摩市図書館協議会

答申にあたって

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年法律第154号が公布されました。多摩市においても、市としての広い視野にたった総合的な新たな施策が期待されています。

多摩市図書館協議会は、平成14年7月、多摩市立図書館長から多摩市立図書館の「児童サービスの今後の展開について」の諮問を受け、1年4ヶ月にわたり審議を重ねてきました。

多摩市立図書館は昭和48年(1973年)に開館して、すでに30年の歳月が経過しました。開館当初から「児童サービス」については、図書館の重点施策として運営してきました。「すべての子どもに読書のよろこびを」の目標に、その推進を図ってきました。最近、子どもの活字離れ、読書離れが目立ち、豊かな人間形成の欠如となり、社会に与える影響が大きいと指摘されています。子どもを取り巻く環境は児童虐待、いじめ等悲惨な事件が相次いでいます。子どもの渇いた心に潤いを取り戻すことは、現在、差し迫った緊急課題と考えます。

子どもの読書の現状を見ると、平成14年5月に行われた第48回読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)で、1か月間の読書冊数は、小学生7.5冊、中学生2.5冊、高校生1.5冊です。また、不読者(1ヶ月間に本を1冊も読まなかった者)の割合は、小学生8.9%、中学生32.8%、高校生56.0%となっています。この調査によっても、中・高校生の読書離れの実態が、浮き彫りになっています。このことを私たちは謙虚に受け止め早急に問題解決のために努力をすることが大事です。

本協議会は、このような情勢を背景に、多摩市立図書館の「児童サービス」の一層の向上と充実を期待し、この答申を提出いたします。

平成15年11月14日

多摩市図書館協議会
会長 野本 勲一

1.はじめに

児童サービスの今後の展開にあたっては、対象年齢を明確にする必要があります。国、都は子どもの読書活動として、幼児・小学生・中学生・高校生と位置付けています。

多摩市立図書館は、乳幼児から小学生までを児童サービスの範囲とし、中学生・高校生に対しては、一部の図書館にコーナーを設け対応するにとどまっています。また、中学・高校生は「生徒」であり、児童サービスという用語からは中学生・高校生に向けたサービスは一般的にイメージしにくい面があります。

図書館協議会は、中学生・高校生を含めた子どもの読書活動の推進計画が必要であると考え、今後、教育委員会、小・中・高等学校と十分協議をされ、計画を作成するとともに、図書館に対しては、それらの世代に対するサービスに新たに取り組むことを求めます。

また児童サービスは、単に子どもに対する図書館サービスにとどまりません。親や教師など、大人に対するサービスでもあり、将来の図書館利用者を育てることにつながる大切なサービスです。言い換えれば、児童サービスの充実は図書館サービス全体の充実と発展です。このことを強く意識しながらサービスの向上に努めるべきです。

以上を踏まえた上で、児童サービスの発展のために、環境的な側面と学校との連携、市民との協働(ボランティア)、そして職員の問題の4つを柱として、本答申をまとめました。

2. 児童サービスの充実について

児童コーナーの環境的なあり方について

児童コーナーの環境の基本は、子どもが一人で自分が読みたい本に自然にたどり着くことです。現状を見ると、書架、配架の仕方がわかりにくい、案内表示やサインの不足があるなどのいくつかの問題があります。それらについて改善を図るとともに、図書館は書架づくりが基本であるという原点に立ち返り、利用者、子どもの目線に立ったコーナーの環境的なあり方を考えることを提言します。

また、おはなし会などの活動を行うための専用のスペースのあり方についても、今後は他の図書館の例を参考に、改めて考え直すことを提言します。

一方、ベビーカーや車椅子が通れる通路を考慮するなど、バリアフリーについても十分配慮する必要があります。そして何よりも、コーナーには常に児童の目が輝くような本が揃っていることが大切です。

すべての子どもに図書館サービスを (障がいのある児童へのサービス)

図書館利用について障がいを取り除くことは、環境的な問題にとどまりません。図書館は障がいのある子どもへのサービスが、たいへん遅れています。さわる絵本や布の絵本については、障がいのある子どものお母さん方のグループやボランティアが作る場合が多く、図書館が購入することはほとんどありません。どこか一部に常設してあるという状況です。障がいのある子どもが転入してきた場合には、図書館では障がい者へのサービスも行っていることを、福祉部の窓口等で紹介する必要があります。

(外国人児童へのサービス)

また、多摩市は外国人人口が1%前後ということもあって、今まで外国人児童へのサービスはほとんど行われてきませんでした。しかし、今後はどうなるかわかりません。母国語しか話せない母親が、日本で生まれた子どもに、図書館を利用して絵本の読み聞かせをしようとしても、日本語がわからず難しい面があります。また、母国で図書館を利用してこなかったため、図書館をどのように使ったらいいかわからないという悩みもあります。このことは、これからの図書館事業を展開していく中で、ぜひ検討しなければならない課題だと考えます。

(絵本かたりかけ事業)

絵本かたりかけ事業は、平成14年11月から始まり、絵本を通して赤ちゃんとのコミュニケーションを図っていくことがねらいです。読書推進活動の一環であると同時に、子育て支援の一つと位置付けて、図書館と健康センターとで連携して行っています。この事業は絵本の読み聞かせの有効性を説明しながら、絵本をプレゼントするということが、それを養成したボランティアが行っているということは、果たしてよいのでしょうか。絵本の内容、読み聞かせの仕方など、専門的なことを聞かれたときにきちんと説明が出来

ると思われません。ボランティアの養成に時間を十分かけていただきたいと思います。そしてその後図書館利用につながるよう児童室の受け入れ体制を整えてください。また、実践して一定の期間が経過したときに、子どもの図書館利用がどれだけ伸びたか、ぜひ確認調査が必要だと考えます。

3 . 市立学校との連携のあり方

学校図書館の充実

近年、学校の図書室の環境が改善されました。しかしながら、学校図書館のいくつかをまわってみて感じることは、どれだけ本が利用されているのかということです。全体をみても古い本ばかりです。これでは、子どもたちが本を読もうという気持ちがおきてきません。年次計画を立て、蔵書を更新する必要があります。

市立図書館も学校図書館への団体貸出について、調べ学習の本だけではなく、児童個人が利用する読みものなども含めて対応することも検討するべきです。もちろん、要望がないのに一方的に貸出をするというのは問題がありますが、学校側と話し合いを持ちながら、要望に応じ対応を図るべきです。また市立図書館と学校図書館がインターネットを通じて、読書活動を高める連携方策を講じる必要があります。

学校司書

平成15年度に、多摩市内の小、中学校の全てに学校司書が配置されました。このことは図書館協議会が期待していたことであり、たいへん良かったと思います。学校司書の配置により、市内の学校図書館の状況はかなり改善され、人が介在することにより、子どもたちが本に親しむ機会は圧倒的に増えました。

学校図書館の窓口としての役割を担い、専門性を発揮すべき学校司書は、臨時採用であるため、制度上でいくつかの問題点があり、改善が必要です。

市立図書館は学校司書と連携をとって活動をしていただきたい。求めに応じて専門的なアドバイスができるような体制も必要です。そのことが子どもたちにとっても学校図書館、市立図書館を活用することにつながります。

先生方との連携

学校図書館の活発な活動は、司書教諭を始めとする先生方の協力がなくしてはできません。学校図書館は子どもたちの図書館であると同時に先生方の図書館でもあります。先生方が積極的に学校図書館との関わりを持てるよう、市立図書館からも積極的に働きかける必要があります。

4 . 市民との協働のあり方

ボランティアとの協働

ボランティアの活用は図書館にとっても、ボランティアの方にとっても、また市民にとっても意義のあるものでなければなりません。ボランティアの採用は、近隣市町村の図書館においても、ここ何年かの間に多くなってきていると聞きます。

ボランティアの採用にあたっては、図書館側のしっかりとした考え方と分かりやすいマニュアルの作成が必要です。また、ある程度の期間、研修を行うことも必要です。場合によっては職員と一緒に活動も必要です。図書館もボランティアも市民もこの制度があっただけでよかったと思えるようにならなければボランティアの活動は長続きしません。

児童サービスにおけるボランティアは、図書館が児童サービスをきちんと理解し実践した上で、不足している部分を補うために協働することを提言します。ボランティアは、職員の代わりに児童サービスを行うのではなく、それぞれの力を持った市民が参加することが活力となり、お互いが高め合い、地域に児童サービスが広がっていくという意味で、とらえられるべきです。

また中学生が図書館に関心を持ち、図書館活動に協力する事例がありますが、教育的な効果として意味があると考えます。今後、こうした活動を発展させるためには、教育的観点に立った受入体制を作る必要があります。

多摩市文庫連絡協議会など図書館協力団体への支援

多摩市文庫連絡協議会は昭和56年(1981年)に設立され、今日まで約20年間にわたり活動してきました。多摩市立図書館の歴史の3分の2の歳月に相当します。この間図書館と連携をとりながら、いろいろな文庫活動をしてきました。これからも多摩市民のための活動を期待し、文庫連や図書館協力団体への一層の支援をする必要があります。

5 . 職員のあり方

職員について

児童サービスの職員は、子どもが好きで、その方がカウンターに立っていると、子どもの方からやって来るような方が望ましいと思いますが、利用者が職員に求めるものはニーズに応えられる専門性とコミュニケーション（対応）の仕方です。

専門性とは、図書館における経験と本人の努力から生まれるものですが、利用者の問い合わせや要望に対し、自分の引出しの中から解決する糸口となる情報を、利用者とのコミュニケーションを取りながら、提供できるような職員が望ましいと考えられ、それらをフォローしていく研修の機会と体制が必要です。

また職員には人事異動があり、長らく図書館に勤めるというのは難しい現実もありますが、何年か間にその資質を身に付けるべく、研鑽を積む努力をして欲しいと思います。

嘱託職員には、窓口の即戦力としてより専門的に担っていくことを期待します。能力のある人の力を伸ばせる体制や職場の改善を検討し、意欲を持って仕事ができる環境を考える必要があります。

また利用者にとっては職員、嘱託職員、臨時職員の区別はありません。臨時職員であっても研修等を受け、ある程度の対応ができるよう配慮すべきです。

今後の課題

これからは職員だけでなく、市民、NPO、事業者など様々な団体が、連携し役割を分担しながら図書館をつくっていくことも考えていかなばなりません。今後、専門性については新しい時代に即して、時間をかけて検討していかなければならない課題のひとつです。